# 再 評 価 調 書

I 事業概要												
	業名											
地	区名	区 名 都市計画道路 豊丘豊浜線										
事	業箇所	知多郡南知多町大字豊浜地内										
	業のあ らまし	(都)豊丘豊浜線は、南知多町を南北に縦断するとともに南知多町役場を経由して海岸沿いの国道 247 号まで至る地区幹線道路である。町の地域防災計画を基に作成した津波避難防災マップでは、大規模地震が発生した際に漁港等の海岸部から内陸部に避難する津波避難路になっており、第 2 次緊急輸送道路でもある。また、小中学校の通学路としても指定されている等防災上や歩行者や自転車等の安全性の確保において整備が必要な路線となっている。南知多町役場から南へ約 400mの区間は整備済みであるが、その先の国道 247 号までの区間は未整備であるため、安全な避難路の確保と緊急輸送道路の整備が急務な状況である。また、小中学校へ通学する児童等も含めた歩行者や自転車等が、歩道のない生活道路を通行しており、歩行者等の安全性も確保されていない状況である。このため、「緊急輸送道路の強化」「交通安全対策の強化」を主な目的として、(都)豊丘豊浜線のバイパス整備を実施するものである。										
事	業目標	【達成(主要)目標】         ① 緊急輸送道路の強化         ② 交通安全対策の強化         【副次目標】         -										
				事前評価時	再評価時	変動要因の分析						
		事業期間		(2014) 2015~2019	(2019) 2015~2023	用地買収の難航によるもの						
		事業費(億円)		10. 8	7. 3	精査によるもの						
			工事費	1. 2	1. 2							
	画変更	経費	用補費	9. 0	5. 6	精査によるもの						
の推移		内訳	その他	0. 6	0. 5	精査によるもの						
		事業内容		バイパス整備 延長 L=300m 幅員 W=16m 2 車線	同左							
Π	評価											
①事業の必要性の変化	1) 必要 の変	it i	現道は、 屋が近接しれがある。 ② 交通3 現道は、 必要である 再評価時の	会送道路の強化 愛知県地域防災計画で領 でまり、災害時には沿道 で全対策の強化 沿道に商業店舗や住居を る。	定されているが、歩道もなく家 急輸送道路として機能しない恐 とから、歩行者等の安全確保が							

_														
	【変動要因の分析】													
		大きな変動要因はない。												
	判定	A: 事業着手時に比べ必要性が増大している。 B: 事業着手時に比べ必要性にほとんど変化がない。 C: 事業着手時に比べ必要性が著しく低下している。												
	TILE		【理由】 緊急輸送道路としての機能確保や、歩行者等の安全性確保の観点から、事業の必要性は依 然として高い。											
	1) 進捗状	【事業計画及び実績】												
	況	2015 2016 2017 2018 2019 2020 2021 2022 2023 合計												
		T種	調査・設計 ←		<b></b>	-		<b></b>	•					
		区分 用地・工事	補償				•	<del></del>			$\longrightarrow$			
		前同計	一		10.	1	0.7					10.8		
		事業費実績			1.3							1.3		
		今回計画     1.3       6.0     7.3												
		【進捗率】												
				これまでの計画に対する			達成状況		体進捗率					
				計画実績		達成率(%)		計画						
			長(km)			[2]	(2÷		[3]		2÷3]			
				0. 3	0		0%	0.		0%	_			
		事業費		10. 1	1.3		13%		3	18%	_			
		工事費		0.6	0		0%	1. 2 5. 6		0%	_			
		用補費		9. 0	1.0	1. 0 11% 0. 3 60%				18%	_			
事		その他	<b>此</b> 核 (	きべー	0.5			00%	0. 5		65%			
業の推		※用地進捗率(面積ベース)は、約7% ※用地取得の一部を先行予算で実施しており、面積ベースの用地取得率は64%(2018 年度												
捗		末時点)												
状		【施工済みの	の内容】											
次 及		・部分供	用済みの	区間は	なし。									
②事業の進捗状況及び見込み	<ul><li>2) 未着手 又は長 期化の 理由</li></ul>	用地の取得に不測の日数を要したため、事業期間を4箇年延伸する必要が生じた。												
	3) 今後の	【阻害要因】	1											
	事業進	一部の	用地交渉	が難航	しており	阻害要因とな	よってい	るため	、用地買」	収の完了	アに向け	引き		
	捗 の 見 込み													
		・ 込み												
		事業費·	ベースで	用地補	償は 189	6程度の進捗	であるが	、先行	予算で取	得したi	面積べー	スの		
		用地補償	は 64%の	の進捗で	: ある。)	用地交渉難航	者を除く	、他σ	)土地所有	者との	調整は概	ね整		
		年3月末	に完了	する見込	込みで									
	ある。													
		A: これまで事業は順調であり、引き続き計画通り確実な完成が見込まれる。 B: 次のいずれか(該当する項目に「〇印」を付ける) ・これまで事業は順調である。今後は多少の阻害要因が見込まれるものの、 一定の期間等を要すれば、解決できる見通しがあり、ほぼ計画通りの完成									いる。			
	判定										<b>λ</b> Δ			
	十小人													
		一定の期间寺を安りれば、解決できる見通しがあり、はは計画通りの元成一が見込まれる。												

- ・これまで事業が長期化していたが、事業期間を延長したことにより、今後 は阻害要因がなく、ほぼ計画通りの完成が見込まれる。
- ○これまでの事業長期化により、事業期間を延長した。今後も多少の阻害要因が見込まれるが、一定の期間等を要すれば、解決できる見通しがあり、ほぼ計画通りの完成が見込まれる。
- C: 阻害要因の解決が困難で、現時点では、事業進捗の目処がたたない。

#### 【理由】

これまで用地の取得に不測の日数を要し、事業が長期化しているが、引き続き用地買収を進めることにより、2024年3月末までに事業完了が見込めるため。

## Ⅲ 対応方針

継続

中止:上記①~③の評価で一つでもC判定があるもの。

継続:上記以外のもの。

## Ⅳ 事後評価実施の有無と主な評価内容

■対象(事業完了後5年目) □対象外

【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】

\_

#### 【主な評価内容】

- ・整備による周辺交通や避難路等の環境の変化を評価する。
- ・歩行者等通行の安全性を評価する。